

平成26年2月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(行ウ)第38号 審査請求却下取消請求事件

判 決

横浜市栄区庄戸三丁目25番7号

原 告 比 留 間 哲 生

同区桂台西二丁目16番25号

同 長 谷 川 誠 二

同区公田町774-5-28-4

同 柴 田 哲 夫

同区庄戸三丁目13番23号

同 永 田 親 義

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

同代表者法務大臣 谷 垣 禎 一

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

1 請 求

平成24年12月26日に開催された国土交通省事業評価監視委員会における一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(金沢-戸塚)(横浜環状南線。以下「本件道路」という。)の事業の再評価の審議において、同委員会が地質学と地震学の専門家の意見を一切聴かないまま同事業の継続が妥当と意見表明し、これを受けて国土交通大臣が同事業の継続を決定したのは再評価に関する法律に違反するものであり、今回の処分を取り消し、地質学と地震学の専門家を含めて改めて厳正かつ科学的な審議を行うことを求める。

2 事案の概要等

- (1) 本件は、本件道路の建設予定地の周辺に居住する住民である原告らが、平成24年12月26日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会における本件道路の事業の再評価の審議における同委員会の意見表明を受けて、国土交通大臣が同事業の継続を決定したことは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「政策評価法」という。）に反するものであるとして、同決定の取消しを求めるとともに、改めて同事業に関する厳正かつ科学的な審議を行うべき旨を命ずることを求めているものと解される事案である。
- (2) 本件訴えにおける原告らの主張は、別紙訴状の写しの「第2 請求の原因」に記載のとおりである。

3 当裁判所の判断

- (1) 本件訴えは、行政事件訴訟法3条2項にいう処分の取消しの訴え及び同条6項にいう義務付けの訴えとして提起されたものと解されるどころ、上記各条項にいう「処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解するのが相当である（最高裁昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）。
- (2) ところで、政策評価法1条（目的）は、同法は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする旨を定め、同法3条（政策評価の在り方）1項は、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生

活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。)を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない旨を定めている(同項の規定に基づく評価を、以下「政策評価」という。)

その上で、同法第3章(6条から11条まで)は、行政機関が行う政策評価の手續等を定めており、そのうち、同法8条(事後評価の実施)は、行政機関は、基本計画(同法6条)及び実施計画(同法7条)に基づき、事後評価(政策を決定した後に行う政策評価をいう(同法5条)。以下同じ。)を行わなければならない旨を定めるとともに、同法10条(評価書の作成等)は、行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の結果(同条1項7号)等を記載した評価書を作成し(同項)、当該評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない(同条2項)旨を定め、同法11条(政策への反映状況の通知及び公表)は、行政機関の長は、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない旨を定めている。

- (3) 本件において、原告らは、関東地方整備局事業評価監視委員会がした意見の具申を受けて国土交通大臣が同事業の継続を決定したことをもって処分とし、同決定が政策評価法に反すると主張して、その取消しを求めているところ、原告らが取消しを求めているところについては、上記(2)に述べたような政策評価法の目的(同法1条)及び政策評価の在り方(同法3条)を踏まえて、国土交通省がその所掌に係る本件道路の都市計画事業に係る政策(行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。同法2条2項)について同法第3章の規定に基づき事後評価とし

て行った政策評価の結果及びその政策への反映に係るものと解されるのであって、既に述べたような同法における「政策」及び「政策評価」の意義等に照らし、これをもって上記(1)で述べたような「処分」に該当するものと解すべき根拠は見当たらないというべきである。

なお、原告らは、関東地方整備局事業評価監視委員会における本件道路の事業の再評価の審議において同委員会が同事業の継続が妥当との意見の具申をしたことを処分としてこれの取消しを求め、あるいは、同委員会が改めて厳正かつ科学的な審議を行うべき旨を命ずることを求めているものとも解されるところ、同委員会が政策評価を行う行政機関の長である国土交通大臣に対してする意見の具申や同委員会における審議についても、その行為の内容及び性質等に照らし、上記(1)で述べたような「処分」に該当しないことは明らかである。

(4) 結論

以上によれば、本件訴えは不適法でその不備を補正することができないから、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条を適用して、口頭弁論を経ないで却下することとし、主文のとおり判決する。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八 木 一 洋

裁判官 石 村 智

裁判官 品 川 英 基